

建設コンサルタントをとりまく最近の話題

令和6年11月20日

企画部 技術調整管理官
川尻 竜也

 国土交通省 近畿地方整備局

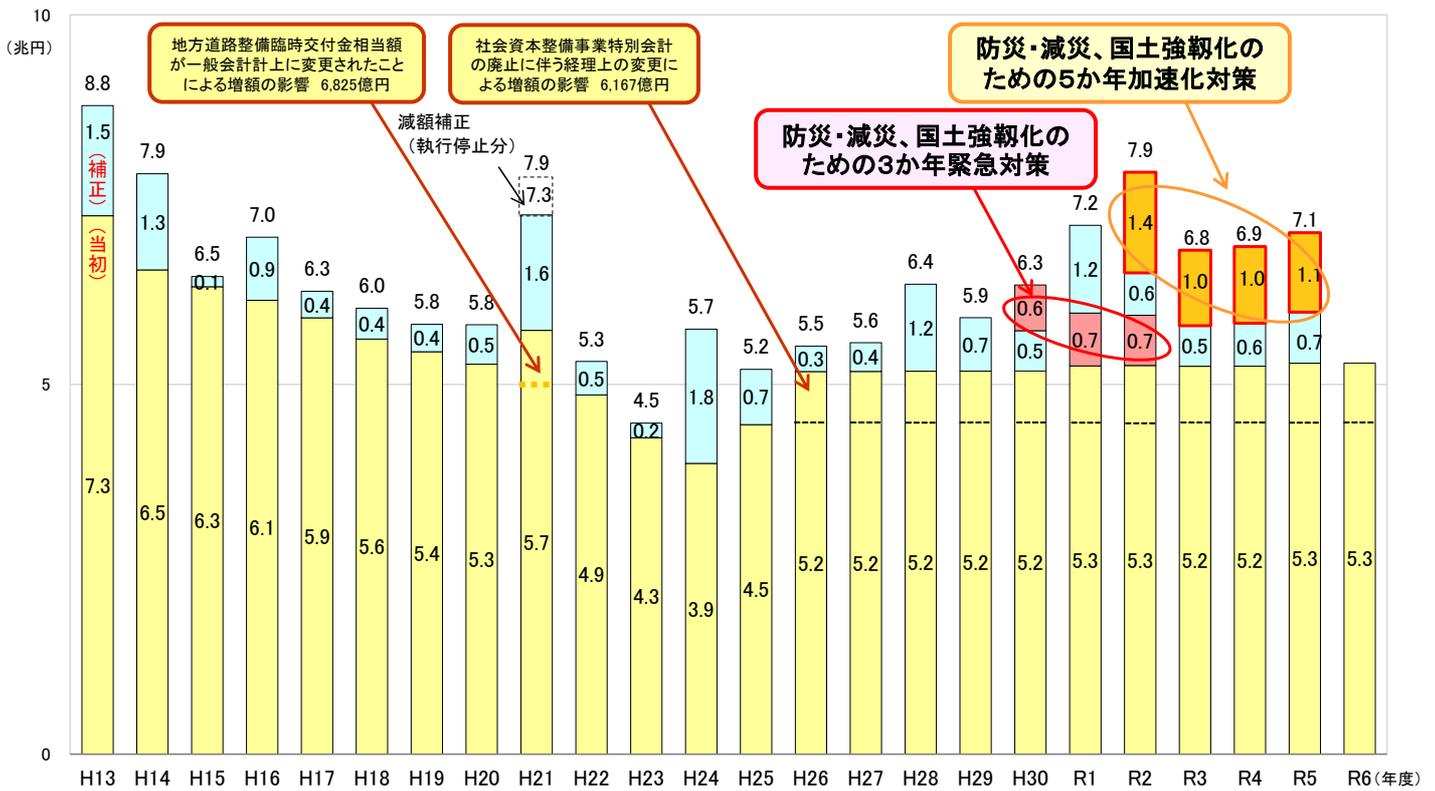
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



目次

 国土交通省

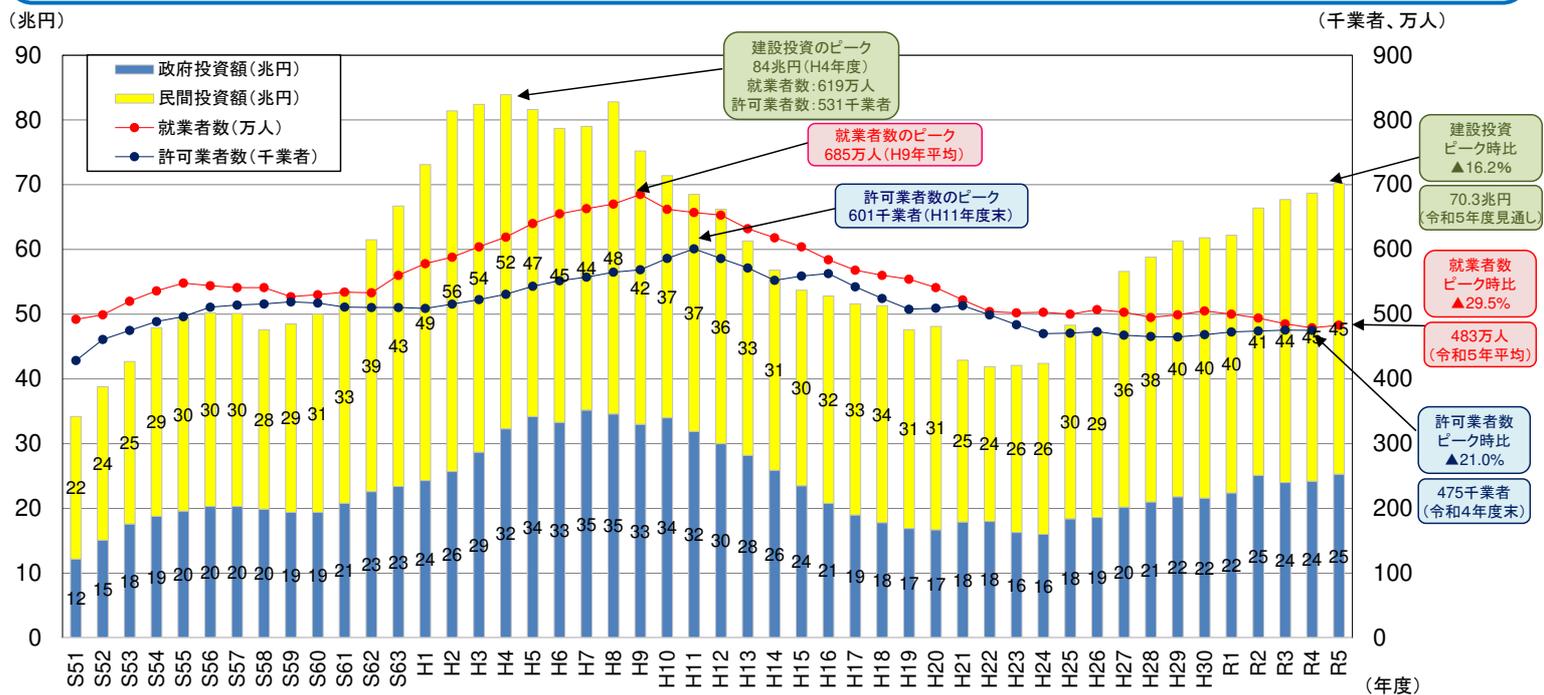
1. 公共工事の現状と課題
2. 建設業における働き方改革の推進
3. インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)
4. 第三次・担い手3法、品確法基本方針・運用指針の改正
5. その他



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1~4年目は、それぞれ令和2~5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策のほか、国土強靱化緊急対応枠(2,476億円)を含む。
 (注4) 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。
 (注5) 令和5年度予算額(5兆2,878億円)は、令和6年4月1日に厚生労働省から移管される水道整備・管理行政(生活基盤施設耐震化等交付金を含む)に係る予算額を含む。

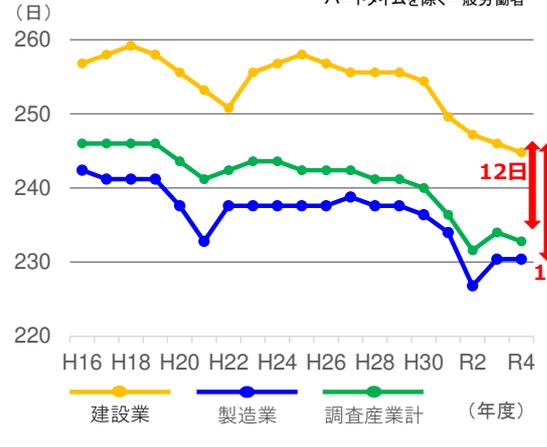
建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し(ピーク時から約16%減)。
- 建設業者数(令和4年度末)は約47万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 建設業就業者数(令和5年平均)は483万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。

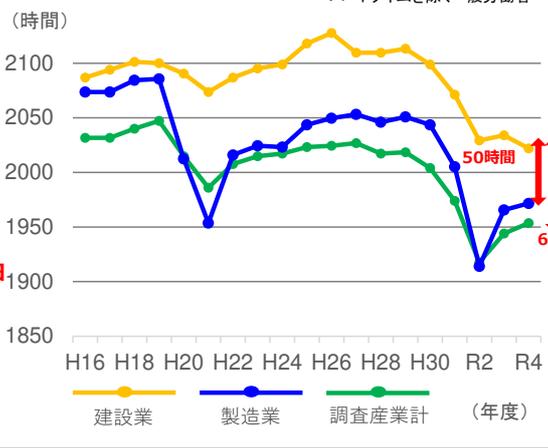


出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

産業別年間出勤日数



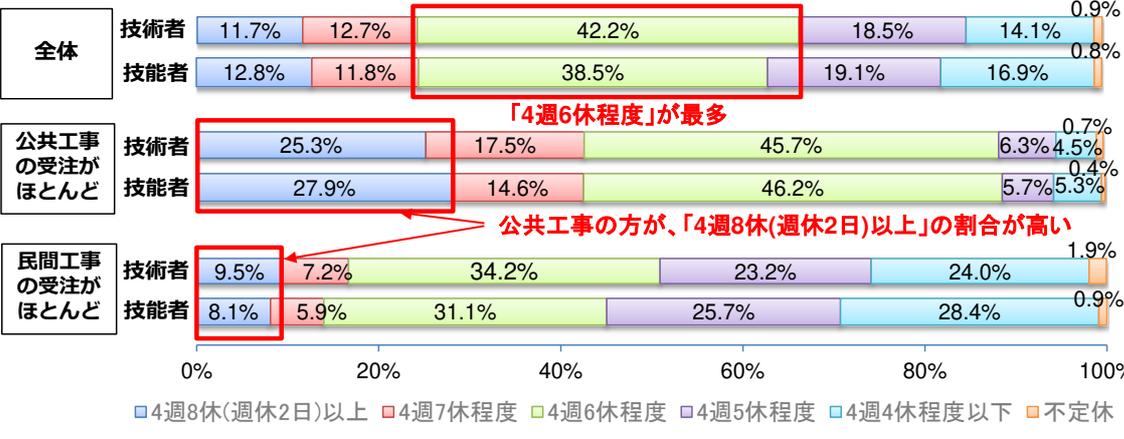
産業別年間実労働時間



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



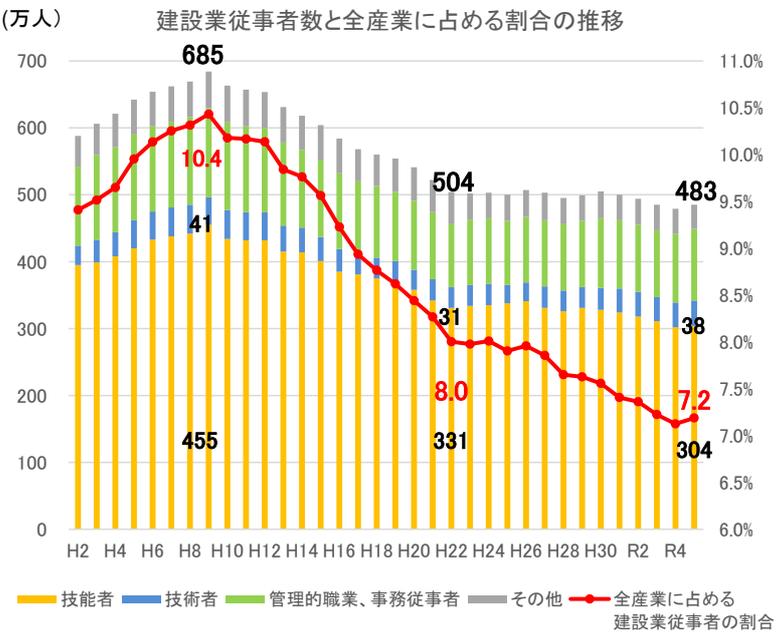
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

建設業就業者の現状

技能者等の推移

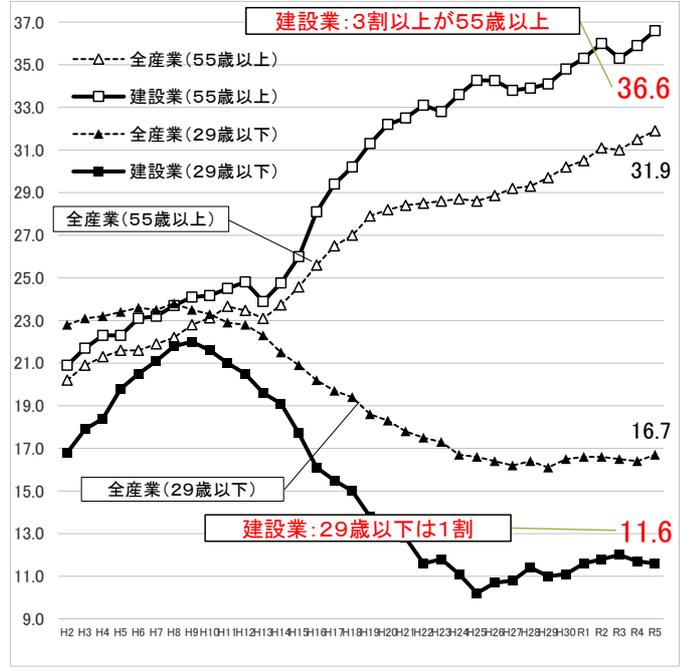
- <就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>
- 建設業就業者：685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者：41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者：455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」（44→10種類）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

【近畿地整】 土木工事書類作成スリム化ガイド

近畿地方整備局

土木工事書類作成スリム化ガイド



令和5年12月

近畿地方整備局

土木工事書類作成スリム化ガイド

1. 目的、適用

■目的

- 工事書類のスリム化を図るとともに、受発注者間における資料等作成の役割分担を明確化することで、受注者の工事書類作成に要する時間を縮減し、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 令和6年1月以降の近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事を対象とするが、契約済み工事についても協議の上、適用できるものとする。

土木工事書類作成スリム化ガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事において、土木工事書類作成マニュアル等に基づき工事書類を作成するにあたって、作成や提出の不要な書類及び資料等作成者の役割分担のポイントを明確化したものである。
- 受注者及び発注者（監督職員、検査職員、現場技術員）は、本ガイドに基づき工事書類のスリム化及び資料等作成者の役割分担に留意するものとする。

※ ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。
また、法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

土木工事書類作成にあたっての心得 ～受発注者間のコミュニケーション～

- 円滑な工事施工に向けた受発注者間の情報共有
- 資料等作成の役割分担の明確化

近畿地方整備局独自の取組

- 『工事進捗定例会議（原則週1回開催）』：受発注者間の意思疎通を図り、生産性や技術力の向上につなげる取組
- 『工事工程の受発注者間の共有』：工事進捗定例会議を利用して休日確保の環境整備に向けて、受発注者相互の持ち得る情報を共有し、工事工程管理の精度を向上させる取組
- 『資料等作成者の役割分担の明確化』：工事書類作成の負担軽減を図るため、工事進捗定例会議を利用して役割分担を徹底

受発注者コミュニケーションガイド

■目的、適用

■目的

- 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注の全工事を適用対象とする。

受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事において、『工事請負契約におけるガイドライン(総合版)-令和5年3月-』に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- 受注者及び発注者(監督職員、発注担当職員、現場技術員)は、本ガイドを活用し更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参考】

工事請負契約におけるガイドライン(総合版)(R5.3)全編は、下記参照

工事請負契約におけるガイドライン(総合版)(R5.3)の構成

- 下記の6部で構成。
 - I 設計変更ガイドライン(案)
 - II 工事一時中止に係るガイドライン(案)
 - III 設計図書の照査ガイドライン(案)
 - IV 設計変更事例集(主な事例)
 - V 受発注者間のコミュニケーション
 - VI 参考資料



受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン(総合版) key points～

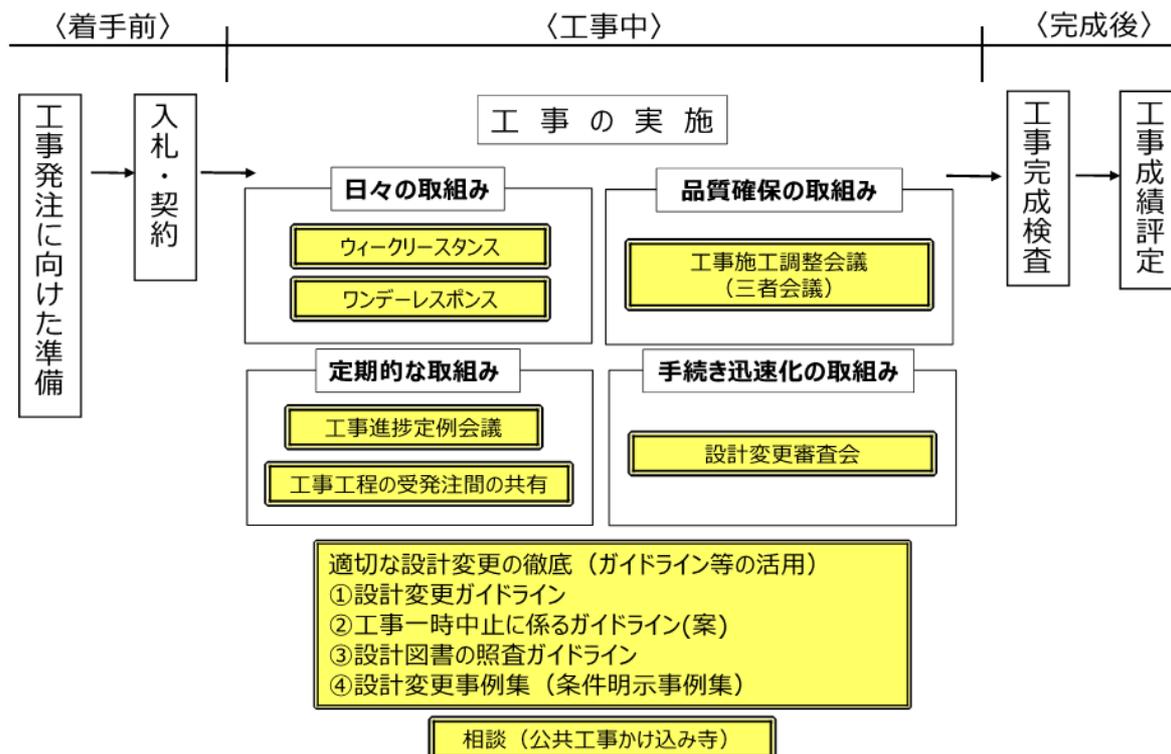


令和6年2月

近畿地方整備局

受発注者間のコミュニケーション

工事の円滑化に向けた取組み



※数量計算根拠や図面は編集可能なデータを、当初契約時は契約後、変更指示を行う場合は指示に合わせて速やかに貸与すること。

【日々の取組み】ウィークリースタンス

建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間における仕事の進め方を共有することで、工事を円滑かつ効率的に進めるための取組み。

■実施項目

- (1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
- (2) 勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

■取組みイメージ■

■対象工事

災害等の臨時対応工事を除く全ての工事

■留意事項

週休2日の取得計画がわかる計画工程表等から休日を確認し、ウィークリースタンスに取り組むこと。

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|---|-----------|------------------------|
| 月 | 依頼期限としない! | 作成依頼しない!! 打合せ等しない!! |
| 火 | | |
| 水 | | |
| 木 | | |
| 金 | | |
| 土 | 休 日 | |
| 日 | | |
| 月 | 依頼期限としない! | 作成依頼しない!! 打合せ等しない!! |

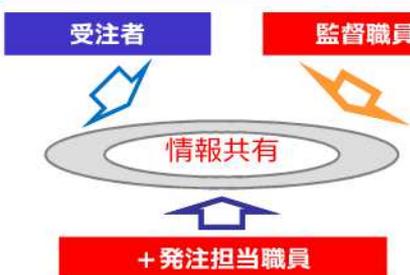
182

「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」より

10

【定期的な取組み】工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間情報共有）

休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化など、現場のコミュニケーションの円滑化推進を図る取組み。



【工事進捗定例会議（受注者、監督職員）】

- 対象工事
維持工事を除くすべての工事。
- 開催
週1回開催を原則とし、進捗状況等に応じて隔週開催も可
- 内容
工事の進捗状況を主に、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて行う。
監督職員は、課題等を所内会議等で報告し、事務所と情報共有。

【工事工程の情報共有（受注者、監督職員、発注担当等職員）】

【第1回目の工事進捗定例会議に実施】

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事発注時チェックシートと、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係箇所等を既存の工事平面図等に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

以降 上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

【協議を行う際の補足メモ】

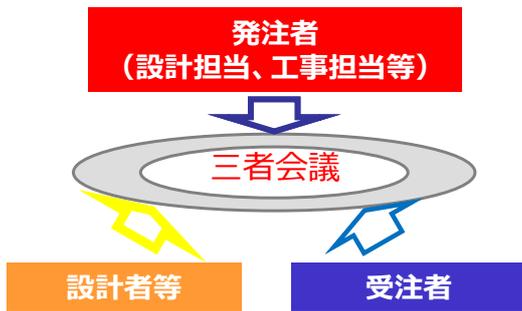
- 履行報告書などの仕様書で定める既存資料を活用すること。Web（遠隔臨場）を活用することも可
- 事務所との情報共有資料については、監督員が作成すること。

183

「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」より

11

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計・工事担当）、設計者、施工者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組み。



■対象工事

原則、請負金額が1億円以上の工事
 なお、請負金額が1億円未満の工事についても、仮設費の占める割合が高い工事等。

■出席者

発注者：副所長（必須）、設計・工事発注・工事監督の担当
 設計者：建設コンサルタント管理技術者等（必須）
 地質技術者（複雑な地質など必要な場合）
 受注者：現場代理人、監理技術者等

■討議内容

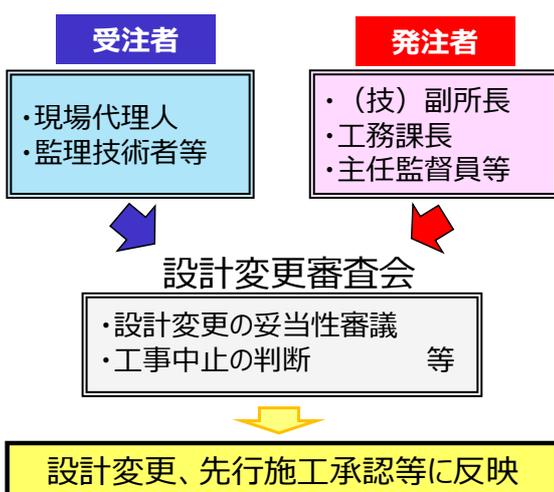
- ①施工条件に関すること
- ②詳細設計の設計意図に関すること
- ③設計図書の照査及び条件変更等に関すること
- ④設計・施工の品質向上に関すること

【三者会議の補足メモ】

- 工事施工調整会議ガイドラインに基づき、契約後30日以内に第1回目の開催を原則とするが、概略照査を行わない場合は、設計照査受領後、30日以内に工事施工調整会議を開催すること。
- 設計者が遠方等の場合は、Web会議も活用し、開催の効率化・迅速化を図ること。
- 会議の議事録は、設計者が作成し、三者で共有すること。
- 設計意図等を受注者が十分把握できる場合は、開催を要しない。

【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

設計変更の手続きの透明性と公平性の工場及び迅速化を目的として、受注者と発注者が設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組み。



■対象工事

・現地不一致に伴う設計変更規模が大きく重要なもの
 ・当初条件が異なり、仮設・本体計画に影響するもの
 ・新規工種
 ・その他、総括監督員が必要と判断したもの。
 （簡易な工事や数量変更は対象外）

■開催

・受注者より設計変更協議があった場合、速やかに開催するものとするが、事務の効率化等を図るため、適宜工夫する。
 ・受注者又は発注者の発議により開催する。

【審査会の補足メモ】

- 開催の効率化・迅速化を図るためWeb会議・遠隔臨場も活用すること。
- 回答期限日等を鑑みて、複数の協議をまとめて審査することも可。
- 会議の議事録は、発注者が作成し、受注者と共有すること。

「コンクリート構造物選定マニュアル(試行案)」の改訂・公表について

- コンクリート構造物のプレキャスト化を促進し、建設現場における働き方改革、生産性向上を図るため、「コンクリート構造物選定マニュアル(試行案)」(R4.3)を改訂し、令和6年3月に公表
- 具体的には、従来のボックスカルバート、L型擁壁に加え、擁壁全般、開水路を適用工種に追加
- プレキャスト製品の均質な特性などを考慮したライフサイクルコストの検討、プレキャスト製品の活用が推進されることによる将来の調達コスト低減を考慮して、標準的な選定方法を規定

改訂のポイント① マニュアルの適用範囲の拡大、適用工種の追加

- ・L型擁壁編から擁壁編へと適用範囲を拡大
- ・開水路を追加

| マニュアル | ボックスカルバート | 擁壁 | 開水路 |
|-------|-----------|---------|-----|
| 現行版 | | L型 | — |
| 改訂版 | | L型 逆T式 | |

近畿地方整備局プレキャスト化推進検討会 検討体制

| | |
|------|--|
| 学識者 | (委員長) 宮川 豊章(京都大学) 井上 晋(大阪工業大学) 鶴田 浩章(関西大学) (※敬称略) |
| 関係団体 | (一社)日本建設業連合会関西支部 (一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部 |
| 発注機関 | 近畿地方整備局 (企画部、道路部、河川部、近畿技術事務所、出張所長・監督官連絡会) |

改訂のポイント② マニュアルの活用促進

- ・設計段階からの活用促進(概略・予備設計業務から適用)
- ・コストの全体最適の考え方の記載

| マニュアル | 設計段階からの活用促進 | コストの全体最適 |
|-------|---------------|------------------------|
| 現行版 | 詳細設計業務に適用 | — |
| 改訂版 | 概略・予備設計業務から適用 | 事業全体で見たコストの全体最適の考え方を記載 |

CPD(継続教育)取得の加点評価

令和6年度より、各種資格を有しつつ継続的な自己研鑽や実績の蓄積など自らの技術力の維持向上を図っている技術者をプロポーザル方式、総合評価落札方式において加点評価。業種区分のCPD認証制度(ガイドライン等運用)に応じた配点を設定。

《業種区分とCPDの関係性》

(業種区分)

(CPD協議会)

(CPD協議会の構成団体の例)

土木関係建設コンサルタント業務
地質調査業務

建設系CPD協議会(19団体)

建コン協会

技術士会

土木学会

土質・地質技術者生涯学習協議会(12団体)

測量業務

測量系CPD協議会(19団体)

全測連

日測協

日調連

補償関係コンサルタント業務

補償コンサルタント
CPD協議会(50団体)

補償コン協会

注) 個々の技術者のCPDの登録・管理や証明書発行は、CPD協議会が行っている場合やCPD協議会の構成団体が行っている場合がある。

《業団体の推奨単位等の例示》

建設コンサルタンツ協会 CPDガイドライン(第8版)より

社会資本整備の一翼を担う土木技術者として継続的な教育を受ける機会を与えるとともに、自らの知識・技術・視野を広め、社会的な使命を果たす技術者となるべく継続教育をしていくことを考え、本協会では年間50単位の取得を推奨しています。

推奨CPD単位=50単位/年間

全国測量設計業協会CPDガイドライン(R2.7.20)より

推奨ポイント数

| | 1年間 | 2年間 | 5年間 |
|--------|--------|--------|---------|
| 必要な単位 | 20ポイント | 40ポイント | 100ポイント |
| 望ましい単位 | 30ポイント | 60ポイント | 150ポイント |

設計系CPD協議会の評価は50単位/年としていましたが、令和6年8月1日以降に公示する業務では、各構成団体の推奨単位に変更します

令和6年4月以降手続きを行う業務については、技術者評価において、テクリスに登録されている「**技術者評定点**」でもって評価します。

※これまででは、技術者評価を業務評定点で評価していた。

成績

* 共通

- 過去4年間に完了した業務の**技術者のテクリス平均点**を評価(※)
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(港湾空港関係を除く)が対象

同種又は類似業務の成績

- 過去10年間に完了した同種又は類似業務の**技術者のテクリス評価点**を評価(※)
 なお、平成29年度以前に完了した業務についてはテクリスに登録されていないため、発注機関に直接確認を取ること
- 国土交通省と沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(港湾空港関係を除く)が対象

令和6年8月1日以降に公示する業務では同種・類似業務(企業・技術者)の実績について**成績評定(写し)**を申請書に添付してください。

(※)期間中に産前・産後・育児休業、介護休業及び疾病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える。

16

成績評定のHP掲載について

成績評定点通知書の公表(工事、業務)については、原則デジタル完結することとなり、従来「閲覧」にて公表していた成績評定点通知書について、ホームページ上での公表となりました。

令和6年4月1日以降に通知するものから適用するものとし、**各発注機関**(分任官は各事務所HP、本官は本局HP)の**ホームページ**に**件名毎**で公表しています。

また、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度までを公表期間としています。

国土交通省 近畿地方整備局

業務成績評定通知書

※ 令和6年4月1日以降に公表するものから適用

- ◆ 業務成績評定通知書
項目別評定表(別表1)
- 日付は業務成績評定通知書の通知日です。
- 公開期限は通知があった年度の翌年度末までです。

令和6年度(公開期限: ~ 令和8年3月31日)

- (R6.6.28) 道路巡回支援高度化検討資料作成業務 PDF
- (R6.4.22) 建設業BCP審査資料整理補助業務 PDF
- (R6.4.22) 近畿地方整備局防災計画関係資料作成業務 PDF
- (R6.4.16) 流域を含めた治水対策等に関する検討業務 PDF
- (R6.4.16) 大規模地震災害対策計画資料作成業務 PDF
- (R6.4.16) 大規模工事技術審査業務 PDF

その他、

- ・設計書(当初)も契約後にWeb掲載しています。
- ・変更契約を行った場合は、変更理由についてもPPIIに掲載することとなりました。

17



HOME > 企画 > 建設事業者の皆さまへ

建設事業者の皆さまへ

| | | | |
|-------------|------------------|----------------------|--|
| 技術情報・共通仕様書等 | 品質向上の取り組み | 建設BCP | 環境改善に向けて |
| 建設事故防止に向けて | 公共事業労務費調査(近畿協議会) | 働き方改革・建設現場の週休2日対応サイト | BIM/CIMポータルサイト【試行版】 i-Construction with BIM/CIM |
| 表彰関係 | 成績評定 成績評定について | | |

企画

- i-Construction
- 建設事業者の皆さまへ
- 一般の皆様へ
- 活力ある近畿の実現
- 持続可能な社会の実現
- 建設施工・建設機械
- 自治体等人材育成支援

HOME > 企画 > 建設事業者の皆さまへ > 成績評定について

成績評定通知書(本官契約)

- 工事
- 業務

成績評定通知書(分任官契約)

各事務所HP

| | | | |
|-----------|----------------|---------------|--------------|
| 琵琶湖河川事務所 | 大戸川ダム工事事務所 | 滋賀国道事務所 | 福知山河川国道事務所 |
| 京都国道事務所 | 六甲砂防事務所 | 国営明石海峡公園事務所 | 姫路河川国道事務所 |
| 兵庫国道事務所 | 豊岡河川国道事務所 | 淀川ダム統合管理事務所 | 淀川河川事務所 |
| 大和河川事務所 | 篠名河川事務所 | 近畿技術事務所 | 大阪国道事務所 |
| 浪速国道事務所 | 近畿道路メンテナンスセンター | 国営飛鳥歴史公園事務所 | 紀の川ダム統合管理事務所 |
| 紀伊山系砂防事務所 | 奈良国道事務所 | 和歌山河川国道事務所 | 紀南河川国道事務所 |
| 福井河川国道事務所 | 足羽川ダム工事事務所 | 九頭竜川ダム統合管理事務所 | 木津川上流河川事務所 |

企画

- i-Construction
- 建設事業者の皆さまへ
- 一般の皆様へ
- 活力ある近畿の実現
- 持続可能な社会の実現
- 建設施工・建設機械
- 自治体等人材育成支援

9月上旬より各事務所HPリンクを整備局HPに掲載しました。

請負工事成績評定結果について

- 請負工事成績評定ランキング
- 工事・業務成績評定平均点 PDF

令和6年度の募集は完了しています。
表彰式は令和6年12月9日に開催予定です。

(推薦対象)

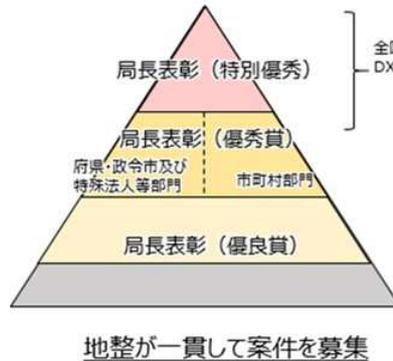
- (1) 令和5年度に完成した地方公共団体等が発注した工事・業務※のうち、インフラ分野のDXに係る優れた実績を上げた取組
※国土交通省所管のものを対象とする
- (2) 令和5年度に実施した、他の模範となる地方公共団体等の取組

(その他)

推薦された案件は、近畿地方インフラDX大賞選考委員会において、有効性、先進性、波及性の観点から審査を実施し、表彰を受けることが適当であると認められる者を選考する。また、選考された者の中から、国土交通省が実施するインフラDX大賞の候補案件を選定する。

令和6年度の予定

| | |
|---------|----------------------|
| 8~9月 | 本省・近畿版 インフラDX大賞候補の募集 |
| 10月2日 | 近畿版 インフラDX大賞選考委員会 |
| 10月2日 | 本省版 インフラDX大賞候補の推薦 |
| 12月9日 | 近畿版 インフラDX大賞 表彰 |
| 11~12月頃 | 本省版 インフラDX大賞選考委員会 |
| R7. 1月頃 | 本省版 インフラDX大賞表彰 |



インフラDX大賞(本省)の工事・業務部門で表彰されると、**総合評価落札方式の技術評価において「企業の施工能力(表彰枠)」の項目で加点対象**となる。

R6 近畿地方整備局が取り組むインフラ分野のDXの推進体制(R6. 8~)

具体的なアクション

行政手続きなどサービスの変革

- ・行政手続き等の迅速化
- ・暮らしにおけるサービス向上
- ・暮らしの安全を高めるサービス

現場の安全性や効率性を向上

- ・安全で快適な労働環境の実現
- ・AI等の活用による効率化
- ・デジタルによる技能取得効率化

仕事のプロセスや働き方を改革

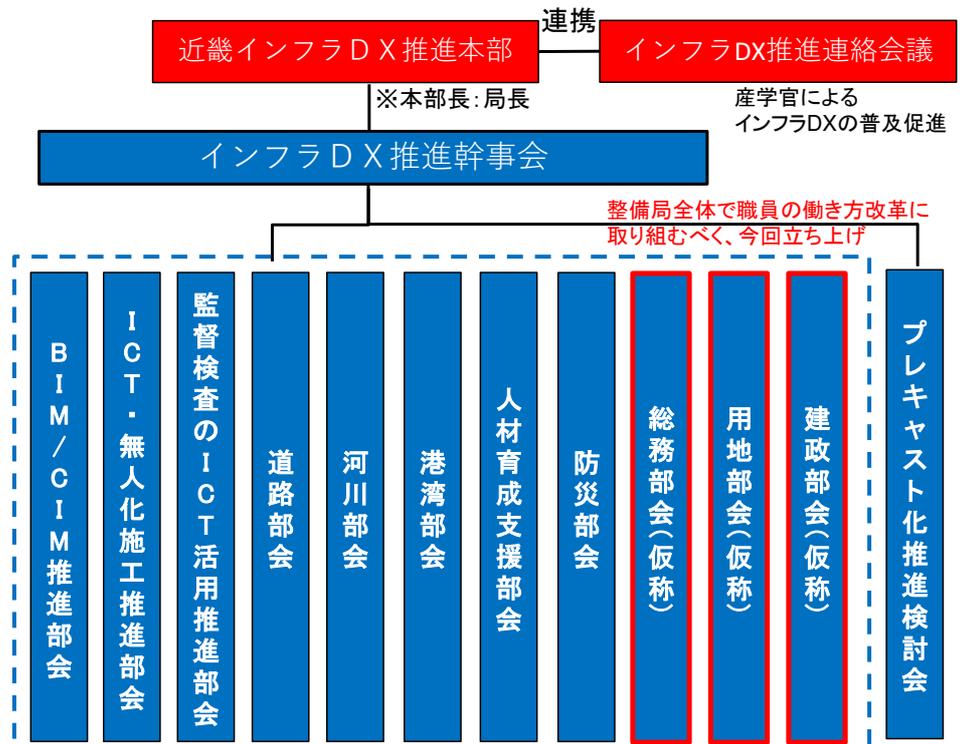
- ・調査業務の変革
- ・監督業務の変革
- ・点検・監理業務の変革

DXを支える環境の実現

- ・デジタルデータを用いた課題の解決
- ・3次元データ活用環境の整備

○近畿地方整備局における推進体制

R2年12月 近畿インフラDX推進本部を設置
R3年 4月 近畿インフラDX推進センターを設置



近畿地方整備局のインフラDXを推進していくため、個別施策の目指す姿と工程等を取りまとめた「近畿インフラDXアクションプログラム」を策定。近畿地方整備局HPに掲載と同時に記者発表。

道路巡回における情報収集の効率化と情報の活用

概要

- 道路管理の効率化のために平成27年度より道路巡回支援システムを導入し令和2年度のシステム改良を経て運用しているが、現状十分に普及しておらず業務情報の有効活用が難しい状況となっている。
- 作業効率向上、コスト削減(巡回員削減)を実現している問題点や改善点などの二重用が行えるようにするための検討、システム移行運用等を行い、着実にシステムが活用でき、業務や業務データの有効活用を可能とする。

BIM/CIM活用による建設生産システムの効率化・高度化

概要

- これまで紙図面や手作業により事業（調査・設計・測量・施工・維持・管理）を実施してきたが、BIM/CIM（3次元モデル活用、DS（Data-sharing）の実施）を活用し、建設生産システムの効率化・高度化を図る。

RS取り込み

① 3次元取得
→ 1人作業から複数人作業へ、作業効率向上・コスト削減を実現。

② 効率的な設備検点
→ 2次元データを活用し、効率的な巡回員巡回が可能となる。

③ 説明会開催・システム移行
→ 3次元モデルを活用し、関係者への説明・システム移行が可能となる。

16年度

- 調査（継続）
- 設計（継続）
- 測量（継続）
- 施工（継続）
- 維持・管理（継続）

17年度

- 調査（継続）
- 設計（継続）
- 測量（継続）
- 施工（継続）
- 維持・管理（継続）

18年度

- 調査（継続）
- 設計（継続）
- 測量（継続）
- 施工（継続）
- 維持・管理（継続）

目指す姿

- 計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入することで、建設生産システムの効率化・高度化を図り、関係者と共に受発注者双方の生産性の向上を実現する。
- リアルタイムで把握でき、迅速な対応が可能である。

「アクションプログラム」として 近畿地方整備局HPにて掲載(R6.3)

近畿地方整備局HPに掲載された「近畿インフラDXアクションプログラム」のスクリーンショット。ページには「近畿インフラDX推進本部」の紹介と、2024年度から2026年度までの計画が示されています。

近畿地方整備局HP 企画部 近畿インフラDX推進
<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/infraDX/index.html>

概要

- 現地において対面を実施している工事検査を遠隔検査とすることで、検査業務の効率化を実現する。

Before

現地での対面検査を実施

・検査職員が工事現場に向き対面で検査を実施するため、移動時間を要する

After

遠隔検査の実現

・遠隔検査の実現による工事検査の効率化

移動時間・コストの削減

【取り組み内容】

- 令和5年度は大野油坂道路東市布トンネル工事（福井）で衛星ブロードバンド「Starlink」を活用した遠隔臨場を実施（効果）
 - 通信電波が届かぬ現場でも、リアルタイムに鮮明な画像で確認することが可能であることが確認できた。

通信電波が届かない現場（大野油坂道路東市布トンネル工事）

Starlink

「Starlink」により通信可能

【目指す姿】

工事検査のリモート化を実現し、検査業務の効率化を実現



監督官話所での遠隔臨場

【目標】

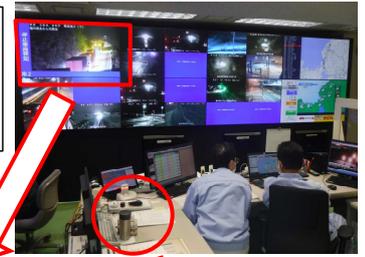
- 通信環境の問題から遠隔臨場を実施できていない工事について、衛星ブロードバンド「Starlink」を活用し、全ての工事での遠隔臨場を推進する。

- 概要**
- 監視映像を活用して、AI技術により立往生車両などの事象発生を検知
 - 監視員に通知することで、発生事象の早期把握、迅速な対策の遂行を支援

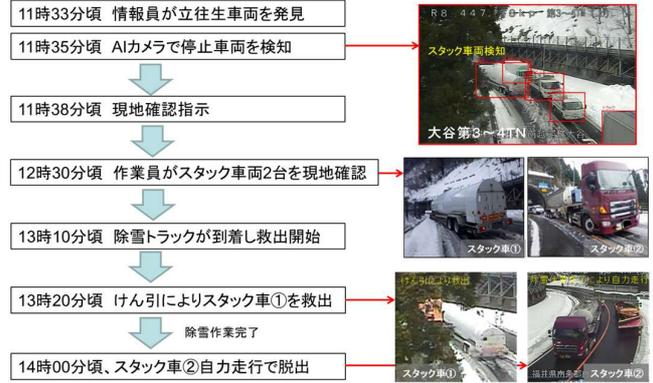


事象発生の予兆等の検知時

- ・対象画像を表示
- ・パトライトで警報



令和5年1月30日 国道8号 大谷第3～4トンネルでの事例



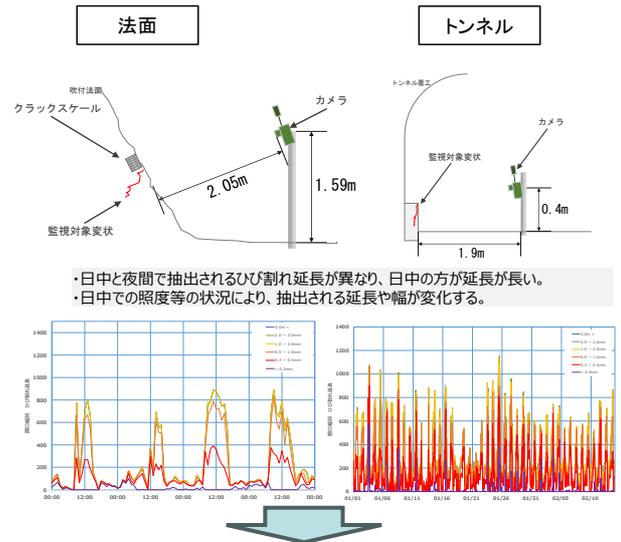
【目指す姿】

スタックや交通傷害の早期発見や突発的な越波事象瞬間を捉えることにより、業務の効率化と維持管理の高度化を目指す

- 概要**
- 構造物等の老朽化等により経過観察が必要な変状が増加傾向にあるが、人による定期的な点検では進行性をリアルタイムに確認できないため、災害が発生してからの事後対応となることが少なくない。そこで、既存モニタリング技術やAIによる画像解析技術を活用し、異常時に自動通知する手法についてのマニュアルを作成する。既存技術では検知が困難な事象（ひび割れ等）については、現地実証試験を行い異常検知の方法や自動通知方法、適用条件等を取りまとめる。



AI画像解析技術を用いたコンクリート構造物の変状のリアルタイム把握の社会実装に向けて、現地実証を行い、課題を抽出



【目指す姿】

担い手不足が深刻化している建設分野の生産性向上に向け、変状を自動で検知・通知する監視システムを実現し、点検員や監視員の負担を大幅に減少させる。

| 課題 | 現地実証による課題 | 解決方針 |
|----|-----------------------|-------------------------------------|
| ① | 照度によるAI画像解析結果の違い | 照明の設置や照度計設置による照度との相関を確認 |
| ② | 日変化(照度+温度変化)についての取り扱い | 温度及び照度をロガーにて画像取得時に記録し、相関性や補正の可能性を検討 |
| ③ | 可視光、赤外線によるAI判別結果の違い | 現状の解析は可視光での教師データのため赤外線での再学習を検討 |

概要

●現在、占用企業毎に位置情報や物件情報を紙ベースで整理。地下埋設物の位置情報（深さ方向）が正確に把握されておらず、試掘や立会を必要としている。このため、電線類の地中化施工時等で大幅な手戻りや掘削工事等による切断・破損事故が発生している。これらを防ぐため、既存占用物件の位置情報や物件情報の電子化及び一元管理化、レーダー探査により作成する3Dデータの精度検証、地下埋設物位置情報と物件情報（占有者・占用機関等）を一元管理する統合プラットフォームの構築を行うものである。

Before

After

R5取り組み

- ① 3Dレーダー探査による地下埋設物の確認
- ② 試掘による探査結果の精度確認
- ③ 地上・地下統合3Dデータの作成

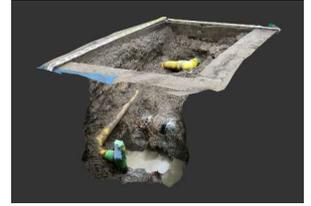
【目指す姿】

地下埋設物の情報を3Dで把握・電子化による維持管理業務の効率化

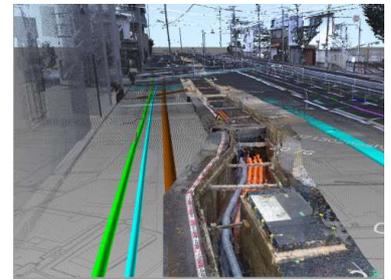
3Dレーダー探査



試掘による精度確認



3Dデータ作成



ドローンを活用した遊水地湛水前巡視

概要

●広範な遊水地において、湛水前の巡視による耕作者等の発見と退避の促しについて、ドローンや赤外線カメラAIを活用した識別により効率化及び高度化を図る。

Before

- 車両による移動の制限
- 多くの人員、巡視員の安全確保
- 視認範囲の限界（暗闇、死角）

After

将来的には赤外線カメラAIによる自動検出も

高度80m

ドローンで確認

【目指す姿】

上野遊水池におけるドローンによる湛水前巡視の効率化・高度化



ドローンで確認



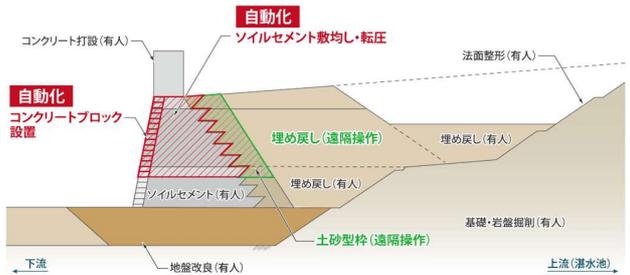
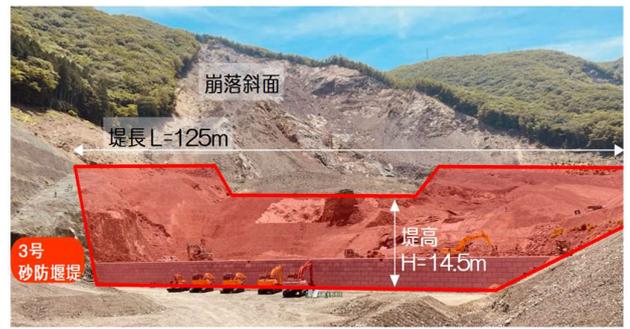
- 概要**
- 土砂災害等が発生した場合、危険な作業現場で復旧作業を行う必要がある。
 - 迅速な災害復旧を行うことを求められることから、作業員の安全を確保しつつ速やかに施工を行うことができる無人化施工（遠隔化施工）に取り組む。
 - 長期的には、デジタル技術の進歩とともにさらなる遠隔地からの施工が可能となり、作業員の働き方改革につなげていく。



【目指す姿】

- ・災害現場等での作業員の安全を確保した施工
- ・作業員の働き方改革（快適な職場環境）

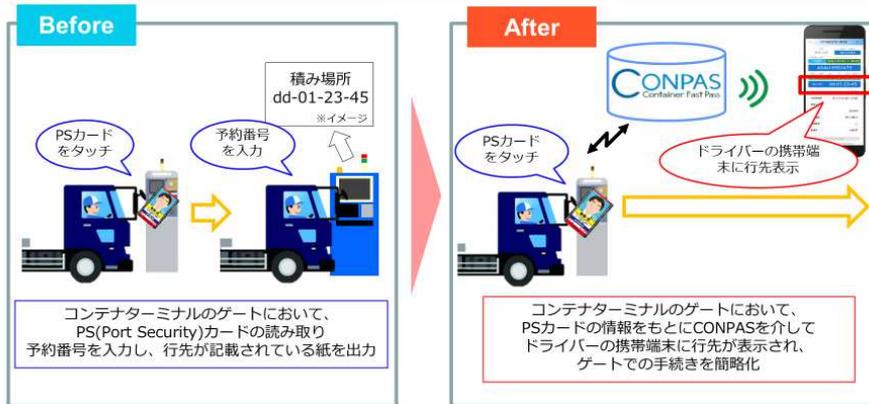
■ 赤谷3号砂防堰堤工事での無人化・自動化施工



▲ 無人化施工状況

阪神港コンテナゲート処理システムCONPAS

- 概要**
- CONPASは、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ輸送の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として国土交通省が開発したシステム。
 - 阪神港では、利便性の向上を目指し、CONPAS専用携帯端末等を導入しており、令和6年3月29日より大阪港夢洲コンテナターミナルにおいてCONPASの運用を開始した。その他のターミナルについては今後、導入に向けた検討を進める。



【目指す姿】

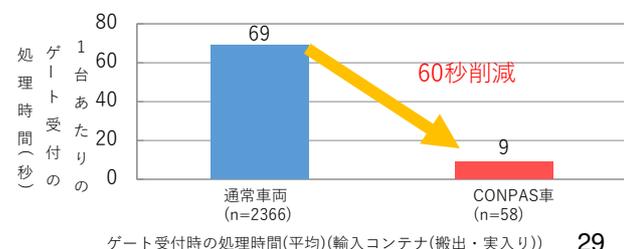
コンテナ物流の効率化及び生産性向上

■ コンテナターミナルゲートにおける手続きの効率化

【従来のゲート手続】



【CONPAS予約車のゲート手続】



BIM/CIMポータルサイトについて(令和元年8月より)

国土交通省

BIM/CIMポータルサイト

サイトメニュー
 ホーム BIM/CIMの基準・要領等 **BIM/CIM事例集** 研修コンテンツ お問い合わせ リンク集 リンク・著作権について

サブメニュー
 土木分野【最新版】 土木分野【R4.3】 土木分野【R3.3】 土木分野【旧版】 建築分野

※ 以下のリンクをクリックすると、このページの下部に掲載している各分野の基準・要領等へジャンプします。

BIM/CIM関連基準要領等 参考 地方整備局等BIM/CIMホームページ

BIM/CIM関連基準要領等

直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針

BIM/CIMを活用する上で適用する基準要領等を掲載しています。なお、過去の基準要領については現在適用しておらず、参考資料として使用してください。内容は、土木分野【R4.3】でご確認ください。令和5年度にガイドラインの集約・整理を予定しております。

LINK

- 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針
- 同解説
- 別紙-1 義務項目・推奨項目の一覧
- 別紙-2 設計図書の作成の基となった情報の説明(例)
- 別紙-3 BIM/CIM適用業務実施要領
- 別紙-4 BIM/CIM適用工事実施要領
- 別紙-5 BIM/CIM(統合モデル)管理支援業務実施要領

参考

LINK

- BIM/CIM原則適用に係る参考資料 (R5.3)
- BIM/CIM原則適用Q&A (R5.4)
- 義務項目・推奨項目 事例集 (R5.4)
- 業務【記載例】BIM/CIM原則適用業務実施計画書・報告書 (R5.4)
- 工事【記載例】BIM/CIM原則適用工事実施計画書・報告書 (R5.4)

地方整備局等BIM/CIMホームページ

BIM/CIM事例集

キーワードを入力してください

PDF保存

フィルター

発注年度

発注機関

分野/工種

活用段階

発注者の生産性向上

フィルター

リセット

| タイトル | 発注年度 | 発注機関 | 分野/工種 | 活用段階 |
|-----------------------------|------|--------------|------------|---------|
| 3次元モデルを共有し進捗管理に活用 | R4 | 国土交通省北海道開発局 | 道路土工 | 施工管理 |
| 調査・計画段階における3次元モデルの利活用 | R5 | 国土交通省北海道開発局 | 道路土工/道路付属物 | 調査・計画 |
| レーザーキャナによる構造物の可視化(西松沢横断歩道橋) | R4 | 国土交通省東北地方整備局 | 橋梁 | 設計 |
| 平面図、断面図の自動作成 | R4 | 国土交通省東北地方整備局 | 道路土工 | 設計 |
| 施工時の水位影響照査に伴う、協議資料作成の労力削減 | R3 | 国土交通省東北地方整備局 | 橋梁 | 協議・地元説明 |
| ソリッドモデル使用による任意断面作成と土量算出の効率化 | R5 | 国土交通省東北地方整備局 | ダム | 調査・計画 |

32

「近畿インフラDX推進センター」(令和3年4月1日設立)



近畿インフラDX推進センターは、DXを推進する人材の育成と確保を目的に、「育成」「体験」「情報発信」を行うセンターとして令和3年4月1日に近畿技術事務所内に設立しました。センターでは、国・自治体職員に民間の建設技術者を含めた官民のDX推進の人材育成支援を行うとともに、建設関係者、学生、一般者向けにインフラDXの体験見学や、最新技術の情報発信を行います。



- 体験**
- 学生、一般、外国人研修生向けのインフラDXの体験
 - 遠隔操作、VR、ARなどのDX
 - 民間の新技术、NETIS技術を動画により紹介
- 育成**
- 国・地方公共団体、施工者向けに研修を実施
 - BIM/CIMソフトを用いた3次元設計から施工管理
 - 無人化、自動化施工体験と実務研修
 - 3次元データに関する資格取得の支援
- 情報発信**
- ホームページ、SNS等で情報発信
 - 企業が取り組む新技术情報
 - i-Con、BIM/CIMなどの取り組み
 - DX大賞など地域建設業の取り組み



Web会議ルーム



音響設備、高速通信環境整備による情報交換の高度化・効率化

360度プロジェクター設置による来庁者への広報新技术紹介コーナー設置

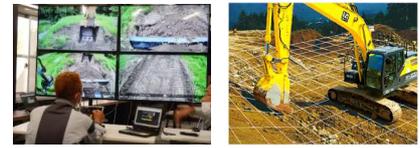
インフラDX研修ルーム



高性能PC・BIM/CIMソフトウェアを活用したデジタル研修

北近畿豊岡自動車道の橋梁のBIM/CIMモデルをバーチャル空間で体験

建設機械オペレーションルーム



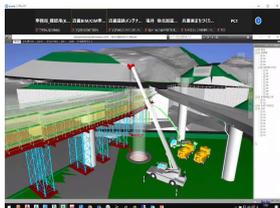
建設機械シミュレータ、マルチモニタを活用した実習

小規模土工のICT施工実習・無人化施工の実習

- 近畿インフラDX推進センター（枚方市）で、令和3年度よりDX研修を開始
- 令和5年度の研修結果 【研修日程】10種77日程 【受講者総数】605名
- 令和6年度の研修予定 【研修日程】10種68日程 【受講予定数】740名

BIM/CIM研修

- 令和4年度から管内研修開始
- コース：Web座学1日+対面演習2日
- 対象：整備局、自治体職員
- 研修日数：3日



BIM/CIM活用事例の紹介



初級編 3D-CADソフトの基本操作

ICT活用研修 (発注者向け) (施工者向け)

- コース：入門、初級、中級
- 対象：整備局、自治体職員、民間の建設技術者
- 研修日数：1日、2日 (施工者向け、初級編のみ)



TSIによる3次元データの活用



ICT建機 (MCバックホウ) の操作

無人化施工研修

- コース：入門、初級
- 対象：民間の建設技術者
- 研修日数：1日、2日 (初級編のみ)



目の前で建機を見ながら遠隔操作



室内でモニターを見ながら遠隔操作

BIM/CIM施工研修

- 令和4年度から研修開始
- 対象：整備局、自治体職員、民間の建設技術者、コンサル
- 研修日数：2日



BIM/CIM施工データの作成実習



BIM/CIM設計データを施工へ受け渡し

i-Construction 2.0 ~建設現場のオートメーション化~

[背景]

- ◆2040年度には生産年齢人口が約2割減少
 - ◆災害の激甚化・頻発化、インフラの老朽化への対応増
- ➡ インフラの整備・管理を持続可能なものとするため、より少ない人数で生産性の高い建設現場の実現が必要

[i-Construction 2.0 で目指す姿]

<i-Construction>
ICTの活用による支援



<i-Construction 2.0>
自動化・省人化 (建設現場のオートメーション化)

[i-Construction 2.0の3つの柱]

① 施工のオートメーション化

② データ連携のオートメーション化
(デジタル化・ペーパーレス化)

③ 施工管理のオートメーション化
(リモート化・オフサイト化)

【目標】 2040年度までに建設現場において少なくとも省人化3割 すなわち、生産性1.5倍に向上
多様な人材が活躍でき、未来へ前向きな新3K (給与、休暇、希望)を建設現場で実現

<施工のオートメーション化のイメージ>

現在



将来の目指す姿

施工の自動化により、一人のオペレーターが複数の建設機械を遠隔で管理



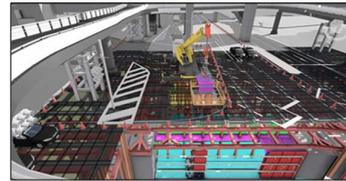
1. 施工のオートメーション化

・建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化



2. データ連携のオートメーション化 (デジタル化・ペーパーレス化)

・BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
 ・現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化

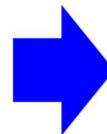


3. 施工管理のオートメーション化 (リモート化・オフサイト化)

・リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
 ・有用な新技術等の活用により現場作業の効率化を推進
 ・プレキャストの活用の推進

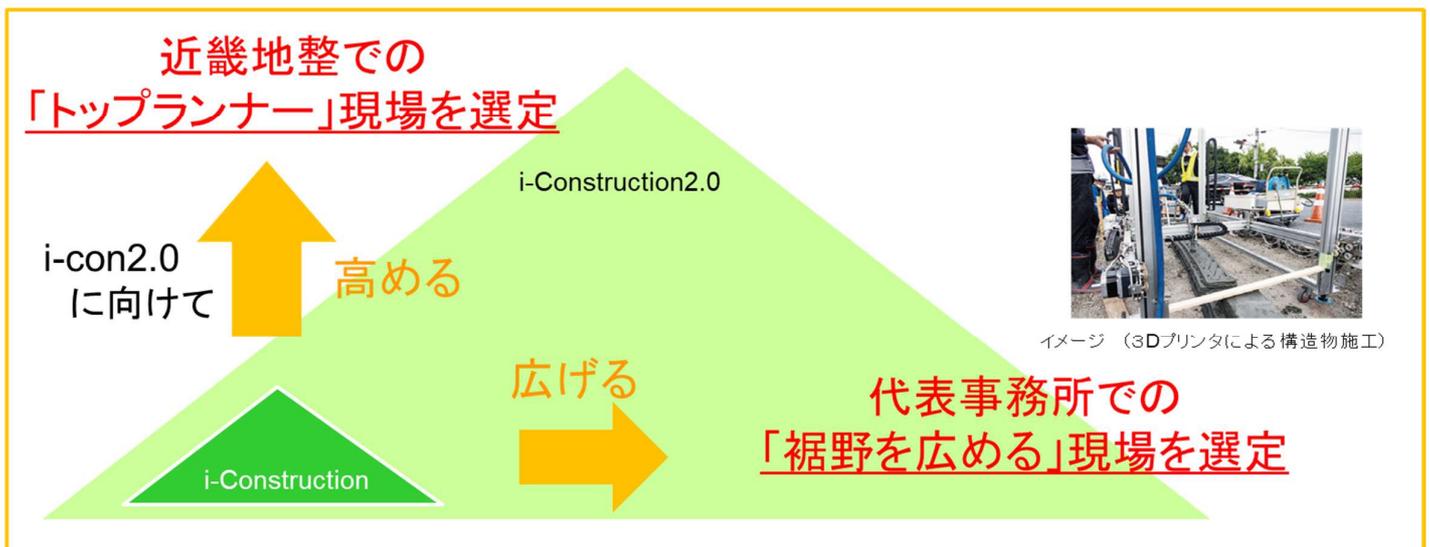
i-Constructionの更なる推進への取り組み

- 生産年齢人口の減少・熟練技術者の引退
- 災害の激甚化・頻発化
- 円滑な業務の遂行
- 安全・安心で豊かな生活の維持



ICTやDX技術の導入は必須になりつつある

官民全体でレベルアップ！！



イメージ (3Dプリンタによる構造物施工)

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく**品質を加味した総合評価**の導入



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること
従事する者の**賃金**その他の**労働条件、労働環境の改善**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の**担い手の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた**適正な工期の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の**処遇改善**と価格高騰時の**労務費へのしわ寄せ防止**
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

| | | 議員立法 公共工事品質確保法等の改正 | 政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 |
|-------------|--|---|---|
| 担い手確保 | 処遇改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保 |
| | 価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止) | <ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用 (変更契約) | <ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議 |
| | 働き方改革 ・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化 |
| 生産性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ) ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 | |
| 地域における対応力強化 | 地域建設業等の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入) | <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など |
| | 公共発注体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 | |

背景・必要性 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

- | | | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------|
| 担い手確保 働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁 | 地域建設業等の維持 適切な入札条件での発注、災害対応力の強化 | 生産性向上 新技術の活用促進、技術開発推進 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------|

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正骨子案（令和6年度）

品確法基本方針とは：品確法（※1）に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品確法第7条、第8条関係）

- ・技能労働者の処遇改善（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

＜働き方改革・環境整備＞（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・週休2日工事の推進（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・ICT活用推進（データ引継、CCUS活用等）
- ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用
- ・新技術活用（VFM※・脱炭素化等）

※Value For Money:金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備【再掲】（誠実な契約変更協議の実施等）
- ・技能労働者の処遇改善【再掲】
- ・ICT活用推進【再掲】（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務におけるICT活用【再掲】（ICT活用による施工体制確認等）

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定（※2）
 - ・工期設定における猛暑日の考慮（※2）
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備【再掲】（快適トイレ等）
 - ・持続的な除雪体制の確保
- （※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2.3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2.6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正骨子案の概要(1/4)

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・新技術の活用等による生産性向上
- ・公共工事の発注体制の強化

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

- 新技術の活用等による生産性向上**
 - 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 担い手確保のための働き方改革・処遇改善**
 - 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2.3項】**
 - 施工時期の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
 - スライド条項の設定と基準の作成 **【第7条1項13号】**
- 地域建設業等の維持に向けた環境整備**
 - 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
 - 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 公共工事の発注体制の強化**
 - 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 担い手確保のための働き方改革・処遇改善**
 - 履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- 地域建設業等の維持に向けた環境整備**
 - 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 公共工事の発注体制の強化**
 - 国・都道府県による地方公共団体を支援するための講習会等の開催 **【第22条5項】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（2／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の**災害**復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害対応力の強化

- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等
【第7条6項】
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興
【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約等の保険料の予定価格への反映
【第7条1項1号】

44

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（3／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 **公共**工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 参加者確認型随意契約方式（※）の活用
【第21条】

地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 参加者確認型随意契約方式（※）の活用
【第21条】

（※）地域において受注者になろうとする者が極めて限られている公共工事等について、公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行う方式。

45

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(4/4)

(現行(R2.1改正)運用指針)

(今回改正骨子案)

(改正事項)

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

(新規)

新技術の活用等による生産性向上

- 国による技術開発の推進 【第3条6項、第29条】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮 【第28条2項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2.6号】

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

- 1 受注者等の責務
- 2 **中長期的な担い手確保に向けた取組**
- 3 その他

災害対応力の強化

- (受注者)
 - ・災害協定に基づく工事における労災保険契約等の締結 【第8条5項】
- 担い手確保のための働き方改革・処遇改善**
- (国・地方公共団体)
 - ・学校と民間事業者間の連携の促進等 【第26条】
 - ・国民の関心と理解のための広報活動 【第31条】

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号、最終改正:令和六年法律第五十四号)(抄)

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の**発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針**を定めるものとする。

46

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案 意見照会結果 1/2

令和6年8月21日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

★意見照会の概要

期間: 令和6年8月26日～9月27日(機関により異なる)

対象: 発注関係団体 1,833
 (関係省庁(20)、独立行政法人等(19)、
 都道府県(47)、政令市(20)、市区町村(政令市以外)(1,727))
 有識者委員等 19 (※9月2日開催の「発注者懇談会」においても聴取)
 建設業団体等 839

★意見照会の結果

| | 提出団体数 | 意見数 |
|--------|-------|-------|
| 発注関係団体 | 131 | 341 |
| 有識者委員等 | 14 | 30 |
| 建設業団体等 | 103 | 1,010 |
| 合計 | 248 | 1,381 |

47

**「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案
意見照会結果 2/2**

| 改正項目 | 主な意見 | |
|----------------------|---|---|
| | 発注者（省庁・地方公共団体等） | 学識者・業界団体 |
| 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・平準化のための繰越制度の活用のため、財政担当向けにも品確法の内容を周知いただきたい | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への品確法の内容の周知徹底をお願いしたい ・建設業者の災害対応について、発注機関からのアピールも期待したい |
| 地域建設業等の維持に向けた環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用とはどのようなことをイメージしているのか具体的に記載してほしい ・保険料の積算への反映方法について示してほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭の改正のポイントに地域建設業の維持を入れてほしい ・技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携について、取組の具体例を記載してほしい ・参加者確認型随意契約方式はコンプライアンスの側面から慎重な判断が必要である |
| 新技術の活用等による生産性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・「総合的に価値の最も高い資材等」の評価基準を示してほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出削減効果に関する発注者としての考え方、方針を示すことが必要ではないか。 ・「総合的に価値の最も高い資材等」に関するガイドラインを示してもらえるとわかりやすい。 |
| 公共工事の発注体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都道府県は、地方公共団体の発注関係事務の実施を支援するため、産学官の専門家との連携する旨を記載してほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保について、業界全体で取り組む必要があるという趣旨の文言が含まれるべき |

48

「発注関係事務の運用に関する指針」改正事項 概要 1/7



1. 本指針の位置づけ

公共工事の発注体制の強化

国は、発注者に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果を取りまとめて公表する。また、国は、その結果を踏まえ、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

49

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階におけるあらゆる情報をデジタルデータとして統合管理するBIM/CIMの適用や情報共有システム(ASP)、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の伝達を求めるなど、技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

他産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、その取組の質の向上に努めることが重要であることに留意する。

(公共工事の目的物の適切な維持管理) 公共工事の発注体制の強化

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

50

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2 測量、調査及び設計業務

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、業務計画を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、計画的な発注を行う。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

(外部からの支援体制の活用) 公共工事の発注体制の強化

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう務める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の方災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて適切に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう務める。

2 測量、調査及び設計業務

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう務める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の方災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて適切に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被災状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の業務について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

この場合、参加者確認型随意契約方式では、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

- 発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。
- 発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。
- 各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。
- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
 - ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらす、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を誘発するものである。
 - ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
 - ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
 - ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
 - ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
 - ・国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

54

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。
- 工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上。
- 外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施するよう務める。
- 災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 中長期的な担い手確保に向けた取組

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- 国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動(災害時における活動を含む。)の重要性についての国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。

55

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
~
9
月

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会(8/26-9/18)
- 有識者への意見照会(9/2)
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

10月 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

10
~
12
月
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

12月~1月を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和7年度より、運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

プログラム

- 13:30 開会挨拶
 - 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 氏
- 13:40 動画上映
 - 阪神大震災のふりかえり
- 13:45 基調講演
 - 関西大学社会安全学部教授 奥野 与志弘 氏
 - 阪神・淡路大震災の語り部(調整中)
- 15:05 休憩
- 15:20 パネルディスカッション
 - コーディネーター
 - 京都大学防災研究所副所長 矢守 克也 氏
 - パネリスト(五十音順)
 - 兵庫県土木部長 上田 浩嗣 氏
 - 産経新聞社大阪編集局編集長 岸本 佳子 氏
 - 神戸市建設局 小松 恵一 氏
 - 近畿地方整備局企画部長 高橋 伸輔 氏
 - 和歌山県田辺市長 真砂 充敏 氏
 - ※他、調整中



本シンポジウムは、阪神・淡路大震災、東日本大震災、令和6年度能登半島地震で得られた教訓をもとに、南海トラフ巨大地震への備えを啓発するとともに、国土交通省の防災・減災施策の理解を促進することを目的として開催するものです。

阪神・淡路大震災30年

シンポジウム
令和7年1月15日(水)
13:30~[受付13:00]

阪神・淡路大震災 30年

定員・申込期日
定員 300名 参加無料
申込期日 | 令和7年1月14日(火) 17:00
※定員数に達し次第、応募を締め切ります。
※お申し込みはWEBまたは裏面FAX用紙にてお願いします。

会場 天満橋OMMビル2階(B、E・E2ホール)
大阪市中央区大手前 1-7-31

下記出口より OMMビル地下2階に直結
Osaka Metro谷町線「天満橋駅」1号出口
京阪電鉄「天満橋駅」東出口

同時開催
■特別企画展パネル展示
「阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震」
「インフラの耐震化技術」
■動画上映『巨大地震に備えた地域戦略』